



# 士別ロータリークラブ会報

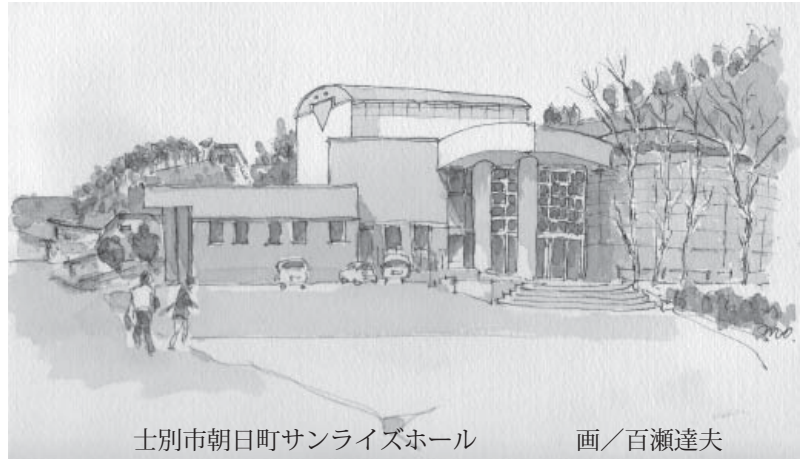
創立 1960・3・24 RI 第 2500 地区

Vol. 031 No. 2173



率先しよう

2006 ~ 2007 年度 RI 会長  
ウィリアム ビル・ボイド



士別市朝日町サンライズホール 画/百瀬達夫

## 第 2252 回例会 2007 年 3 月 26 日 (月)

### 本日のプログラム

・士別 RC 創立記念日例会 (夜間)

例会場/士別グランドホテル  
例会日/毎週月曜日 12:10 ~ 13:10  
事務所/士別グランドホテル  
TEL 0165-23-1234

会長/大塚 勝人  
副会長/野崎 英男  
幹事/菊地 博

### ■ 前 回 (3 月 19 日、月曜日) の記録 ■

・普通例会

司 会 若森 孝 会場監督

斉 唱 奉仕の理想

本日の出席 出席率 71.6% 会員 67 名中 出席者 48 名

本日の欠席 泉谷 勇、犬伏彰吾、江端捷浩、扇谷雅樹、菊地 博、國森和磨、黒田康敬、  
坂野虎溪、武田吉夫、田中 全、中村徹雄、鍋島 秀、福島栄三、本山忠之、  
百瀬達夫、山口哲雄、吉川紀雄、渡辺正一、岡田 晃

メイクアップ

ビ ジ タ ー

ゲ ス ト

ニコニコBOX 竹内栄一 (母の葬儀の御礼)

渋谷知宏 (転勤による御礼)

谷 温恵 (第 52 回士別幼稚園卒園祝い)

累計 333,000 円

### 例 会 予 定

4 月・ロータリー雑誌月間

5 月

4 月 2 日 (月) 普通例会・理事会

5 月 7 日 (月) 普通例会・理事会

4 月 9 日 (月) 普通例会

5 月 14 日 (月) 普通例会

4 月 16 日 (月) 普通例会

5 月 21 日 (月) 早朝例会

4 月 23 日 (月) 夜間例会

5 月 28 日 (月) 夜間例会 (夫人同伴例会)

4 月 30 日 (月) 休会 (振替休日・みどりの日)

## ■会務報告 大塚勝人会長

●3月13日に第二分区の会長・幹事懇談会が士別で開催され、千葉ガバナー補佐、私と野崎副会長が出席致しました。下川は加藤哲雄会長、山口弘子幹事、美深は水本 守会長、大塚一博幹事、枝幸は北出博志会長、藤尾俊郎幹事、名寄は定木孝市朗会長、吉田次男幹事が出席し、残念ながら中頓別の桜田 守会長と住友松男幹事が欠席となりましたが、意義のある会議でありました。千葉ガバナー補佐は就任以来、第二分区の交流を深めることを一番の課題とし努めてきましたが、その成果が充分感じられる会議であったことは、参加者全員の一致した思いであります。昨年4月の会長・幹事懇談会から始まり皆さんお逢いする度に気心を知り、より強い絆が出来たと思います。地区協議会、地区大会、IM、周年事業など、分区の仲間とふれあう機会が沢山ありますが、再開するのが楽しみであります。今年度のRIテーマは「率先しよう」であります。会員一人一人が積極的に事業に参加し交流の輪を広げる、互いを思いやりながら情報交換をする。この様な活動を通じてロータリーを楽しむ事が出来るのだと思います。今回の会議は下川で開催されるIMの説明と確認、次期ガバナー補佐の紹介、各クラブの現況について話し合いました。IMについては下川の加藤会長、山口幹事から細かな説明がありました。テーマは「ロータリーがリードする「もの。」この「もの。」とは四つのもので表しています。物・者・事業・行為であります。各クラブから今年のRIテーマに希って率先した実践例、在はロータリーがリードのもと、成されるべき活動について8分以内のスピーチをお願いしたいと言う事です。又、基調講演は「私のロータリー通解」と題して名寄の坂田 仁会員が行います。今年度のIMは一人8000円の登録料で行いますが、登録料を5000円程度にして全員登録にしている、帯広地区の説明などがあり協議致しました、私も士別の理事会で出た移動例会についてお話ししました、今後これらの事を継続協議していくことを約束し、各クラブがIMに出来るだけ多くの会員を登録し、開催クラブへ協力することを確認しました。次期ガバナー補佐については、美深の水本会長から山崎晴一会員（昭和29年生まれ）の紹介がありました。この後食事をとりながら情報交換し閉会致しました。

## ■幹事報告 千葉繁夫副幹事

菊地幹事結婚式のため帯広に出掛けていますので、変わって副幹事から幹事報告を申し上げます。

①国際RC第2500地区第8分区弟子屈RC関義宣会長より、弟子屈RC創立50周年記念式典の案内が届いております。開催日は、5月20日（日）12時受付13時開会

会場は、屈斜路プリンスホテル登録料は、10,000円登録締めきりは、4月15日となっております、登録されます会員は、4月2日の例会までに幹事の方に申し出下さい。

②4月14日に挙行されます、旭川西RC創立50周年記念式典参加登録者が決定致しました、大塚会長、野崎副会長、織戸会長ノミニ、菊地幹事、神田理事、千葉道夫ガバナー補佐の6名で登録を終了致しました、参加頂きます皆様には大変ご苦勞をお掛け致しますが、宜しくお願い致します。

③後程委員会報告でも案内があるかと思いますが、今夕7時より居酒屋やまもとに置きまして、渋谷会員の送別会を兼ね、本年度会員卓話を頂いた会員並びにこれから予定をされています、会員の労をねぎらい懇親会を開催致しますので、一人でも多くのご参加をお願い致します。

## ★委員会報告

### ◎親睦活動家族委員会 尾崎 学委員長

今晚、午後7時より居酒屋やまもとにて渋谷会員の送別会を兼ね、本年度会員卓話を頂いた会員並びにこれから予定をされています、会員の労をねぎらい懇親会を開催致しますので、現在20名位の出席を戴いていますが、出席出来る方がいらっしゃいましたら、私の方にご連絡下さい。

## ★その他の報告

### ◎竹内栄一会員

この度は母の葬儀に際し多くの会員の皆様方の御参拝・御焼香・供花を戴き心から感謝申し上げます。母も96歳と言う高齢では有りましたが、最後まで意識もはっきりし、声には成りませんでした。後は頼むと私に託された訳でございます。会員の皆様には連日御参拝戴き心から厚く御礼を申し上げます。

### ◎渋谷知宏会員

3月26日付けで旭川の大町営業所に転勤に成りました。本日で士別ロータリークラブの例会に参加させて頂くのは最後になりました。ロータリー経験の無い所から2年間可愛がって頂き誠に有り難うございました。思い出も色々有りますが、先ほど大塚会長の会務報告にも出できました、昨年美深のIMに参加させて頂き、色々なクラブの方々と交流をさせて頂き良い経験をさせて頂きました。最初は仕事優先で日々活動をしてきましたが、それ以降はロータリー優先で出席させて頂きました。お酒を飲むのは好きであります、なかなか夜間例会には出席出来ませんでした、2年間皆様に可愛がって頂き、ご指導頂きましたこと感謝申し上げます。後任の者にも素晴らしい会だよと話していますが、いまひとつ煮え切らないタイプですので、皆様の所へ後任の挨拶に行った時にはお誘いして

戴ければと思います。私もロータリーが好きに成りましたので、旭川に転勤に成っても引き続き旭川北ロータリークラブに入会しようと思っておりますので、色々な所で皆様と会う機会があると思っておりますので、引き続き可愛がって戴けたらと思います。2年間ありがとうございました。

## ◆プログラム

### ◎プログラム委員会 神田英一委員長

今月2回目の卓話は南部会員にお願い致していますが、1回の例会では話しきれないと言うことなので、本日と4月9日と2回に分けて卓話を戴きますのでよろしくお願い致します。次回3月26日は当ロータリークラブの創立記念例会と言うことで西條会員に卓話をお願い致しています。4月16日は尾崎会員にお願い致しています。5月・6月はまだ卓話をやって戴く方を決めていませんので、お願い致しました方は快く引きうけて戴ければと思いますのでよろしくお願い致します。

## ◆卓話

### ◎南部哲男会員

本日は特許の話をしたと思います。どうして特許の話かと言いますと、ロータリーの皆様はその道のプロであり、しかもあらゆる職業の方が揃っています。大変困りまして、税理士さんは居ますが弁理士は居ないと言うことに気がつきました。弁理士と言うのは特許のプロであります。特許のプロが居ないなら少し間違ってもばれないだろうと言う魂胆もありこの課題にしました。

エジソンは生涯1,000件の特許を取ったと言うことですが私も100件ほど特許を保っています。特許とは平たく言いますと発明者に独占権を与えると言うことで、言い換えますと発明と言う個人の知的財産を国家が法律で保護をしてくれる制度です。特許は特許法と言う法律で守られて、特許を取るには特許の法律の意味を分からなくてはなりません。ある程度分かったと誰でもどの様な職業でも取ることができます。例えば切り花を今まで以上に長持ちする方法を考え出したらそれも立派な特許となります。或いは、バラバラに成らないドライフラワーの作り方を考えても特許になります。特許と言うものは大変身近なものであります。

先ずは、一番特許に関係する発明と発見についてお話を致します。発明と言うものは今までなかったものを新しく考え出すことです。発見は今まで知られていないことを初めて見いだすことです。発明と発見を雷を例にしてお話致しますと、雷はベンジャミン・フランクリンと言うアメリカの政治家であり科学者であります。この方が風を上げて電気現象を発見致しました。この場合発見ですと特許に成りませんが、避雷針を考え出すと発明になり特許になります。ところが、発明なら



全て特許になるかといいますと必ずしも特許になるとは限りません。

財産にはご存じ通り形の有る優待財産と形の無い無体財産があり知的財産は無体財産の一つになります。知的財産権の中に産業財産権と言うものがあり通産省の管轄であります。産業財産権の中に特許権(特許法)・実用新案権(実用新案法)・意匠権(意匠法)・商標権(商標法)の4つがあります。4つを含めて産業財産権と言っています。その他の知的財産権と言うことで、著作権(著作権法)・回路配置権・植物新品種(種苗法)・企業機密(民法、刑法)・商号権(商法)・原産地表示等(不正競争防止法)などがあります。特許権(特許法)・実用新案権(実用新案法)・意匠権(意匠法)・商標権(商標法)にどの様な区別があるかと言いますと、産業財産権とは言うことで携帯電話を例にお話いたします。液晶技術・特許権・発明から20年、実用新案権・アンテナの収納構造・出願から10年、意匠権・スマートなデザイン・登録から15年、商標権・ブランド名・登録から10年(更新可能)、と言うように分けられています。

特許法の目的は第1条(目的):この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。解説致しますと、特許制度は、発明を公開したものに対して、一定の期間その利用についての独占的な権利である特許権を与え、かつ第三者に対しても、この発明を利用する機会を与え、もって産業の発展に寄与しようとする。このことから、特許権の存続期間が終了した後は、何人でも自由にその発明を利用することができ、それによって社会一般が広く益されるようにする。補足致しますと、(産業の発達が目的・・・自国の産業の保護育成)(発明の保護・奨励・・・手段であって目的ではない)(特許法は時代によって変わる・・・その国の産業の発達具合)(国によって特許制度は異なる・・・特許に国境あり 審査基準、権利期間)。国により特許制度は異なっていますが、先進国の中では整合性を取っていこうと徐々に統一化されています。

時間がきましたので、続きは次回4月に卓話にてお話致します。